令和4年度ごみ減量キャンペーン企画運営業務 企画競争評価基準等

1 本書の目的

本書は、「令和4年度ごみ減量キャンペーン企画運営業務」(以下、「本業務」という。) に係る公募型企画競争における契約候補者を選定するための評価基準及びその他必要な 事項について定めるものである。

2 審査・評価の実施主体

本業務に係る企画提案書の審査・評価は、本市が設置する「令和4年度ごみ減量キャンペーン企画運営業務に係る企画競争実施委員会」(以下、「実施委員会」という。)において行う。

3 審査方法

委員は、「令和4年度ごみ減量キャンペーン企画運営業務 提案説明書」、「令和4年度 ごみ減量キャンペーン企画運営業務 仕様書」及び本企画競争評価基準に基づき、企画 提案書の内容を審査し、採点を行う。

委員は1つの企画提案につき 100 点満点で採点し、各委員の評価点の平均が 60 点を超え、各委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者とする。

4 審査手順

(1) 一次(書類)審查

企画提案書等の提出された書類のみで評価を行い、ヒアリング審査への参加者を5 者程度選考する。この際の選考方法は、企画提案書のみを審査するものとする。

(2) 二次(ヒアリング)審査

企画提案者によるプレゼンテーション及び企画提案者に対するヒアリングを実施後、 その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

(3) 契約候補者の選定

上記(2)の評価に基づき、契約候補者を選定する。

5 採点の方法

委員は、提案に対し別添「評価基準」により、各項目についてA~Eの5段階評価により採点する。

	20 点満点	15 点満点	10 点満点	5点満点
A (特に優れている)	20 点	15 点	10 点	5点
B (優れている)	16 点	12 点	8点	4点
C (普通)	12 点	9 点	6 点	3点
D (やや不十分)	8点	6 点	4点	2点
E (不十分)	4点	3点	2点	1 点

6 最高得点者が複数となった場合(同点の場合)

契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、評価項目1と2の合計得点が高い方を上位とする。

なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者 を選考する。

7 企画提案書の提出が1者からのみであった場合

各委員の評価点の平均が60点以上の場合には契約候補者として選定する。

8 失格となる場合

以下の場合は、企画内容を問わず失格とし、以降の評価・採点を行わない。

- (1) 企画提案提出者が告示書及び提案説明書に記載された参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 見積書に記載した金額が、本市の設定する金額を超えた場合
- (3) 実施委員会において不適切と認められた場合

評価基準

評価基準	配点				
1 使い捨てプラスチック製品の削減(30点)					
(1) 業務目的の達成に向けて、効果的・効率的な提案となっているか。	20				
(2) 企画の実施手法や使用媒体は適切か。	10				
2 食品ロスの削減(30点)					
(1) 業務目的の達成に向けて、効果的・効率的な提案となっているか。	20				
(2) 企画の実施手法や使用媒体は適切か。	10				
3 業務全般(25点)					
(1) 民間企業や団体等との連携度合は高いか。	15				
(2) 市民からごみ減量アイディアを募集する企画は効果的なものとなっているか。	10				
4 効果測定・アンケート調査(15 点)					
(1) 業務目的への貢献度、効果を測定する調査の実施手法は適切か。	10				
(2) 市民の行動、意識を調査するためのアンケート実施の方法、体制は適切か。	5				
合計	100 点				

【採点基準】

	20 点満点	15 点満点	10 点満点	5点満点
A (特に優れている)	20 点	15 点	10 点	5 点
B (優れている)	16 点	12 点	8点	4点
C (普通)	12 点	9点	6点	3点
D (やや不十分)	8点	6点	4点	2点
E (不十分)	4点	3点	2点	1 点